

2008年（平成20年）5月28日

社団法人日本旅行業協会

会長 新町 光 示 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階 かげやま司法書士事務所内

TEL：078-361-7201 FAX：078-361-7228

URL：<http://hyogo-c-net.com>

（本件に関する連絡先）

間瀬・鈴木法律事務所 弁護士鈴木尉久

TEL:078-351-1669 FAX:078-351-1667

申 入 書

第1 申入れの趣旨

株式会社ジャルツアーズのホームページに対して貴協会が付与した「e-TBT マーク」について、使用停止の措置をとるよう申し入れます。

貴協会のご見解及び対応策について、本書面到着後1ヵ月以内に文書にてご回答願います。なお、本書面並びに本申入れに対する貴協会からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容についてはすべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第2 申入れの理由

1 特定非営利活動法人ひょうご消費者ネットについて

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下、「当NPO法人」と言います）は、兵庫県神戸市に事務所を置く、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とする特定非営利活動法人で、2008年5月28日に、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました。

2 株式会社ジャルツアーズに対する申入れについて

当NPO法人は、株式会社ジャルツアーズに対して、別紙「申入書」のとおり、約款使用差止めの申入れを行いました。

その内容は、同社との間で募集型企画旅行契約を締結した旅行者が、旅行代金の支払を「JAL利用クーポン」により行った後、標準旅行業約款・募集型企画旅行契約の部・第16条第1項所定の解除権を行使したときは、「JAL利用クーポン」につき「決済後の取り消し、コース及び日程変更の場合、取り消し料の有無にかかわらず、払い戻しできません。」との約款を使用することを止め、上記標準旅行業約款別表第一に定める取消料を超過する額面の「JAL利用クーポン」を、解除権を行使した旅行者に返還するよう求める、というものです。

3 株式会社ジャルツアーズによる「e-TBT マーク」使用について

ところで、貴協会は、現在、株式会社ジャルツアーズのホームページに対し、貴協会運営にかかる「e-TBT マーク」の使用を承認しています。

「e-TBT マーク」の使用を承認するにあたって、貴協会は、当該旅行業者のホームページの表示事項が旅行業法等の関係法令、旅行業約

款及びガイドラインに定められている表示についての要件の全てを満たしていることを審査するとのことです（「e-TBT マーク」使用規約第5条第2項）。

しかしながら、別紙「申入書」記載のとおり、株式会社ジャルツアーズは、標準旅行業約款に反する無認可の旅行業約款を使用し、旅行者に不利益を与えています。

そこで、当NPO法人は、貴協会に対し、株式会社ジャルツアーズによる「e-TBT マーク」使用につき、停止措置（「e-TBT マーク」使用規約第9条）をとるよう、申し入れる次第です。

なお、貴協会において、株式会社ジャルツアーズと同種の無認可約款を用いている旅行者の開設するホームページに対し、「e-TBT」マークの使用を承認している場合には、同時に再審査を行い、当該旅行者に対する「e-TBT マーク」使用の停止措置をとるよう、あわせて申し入れます。

以 上